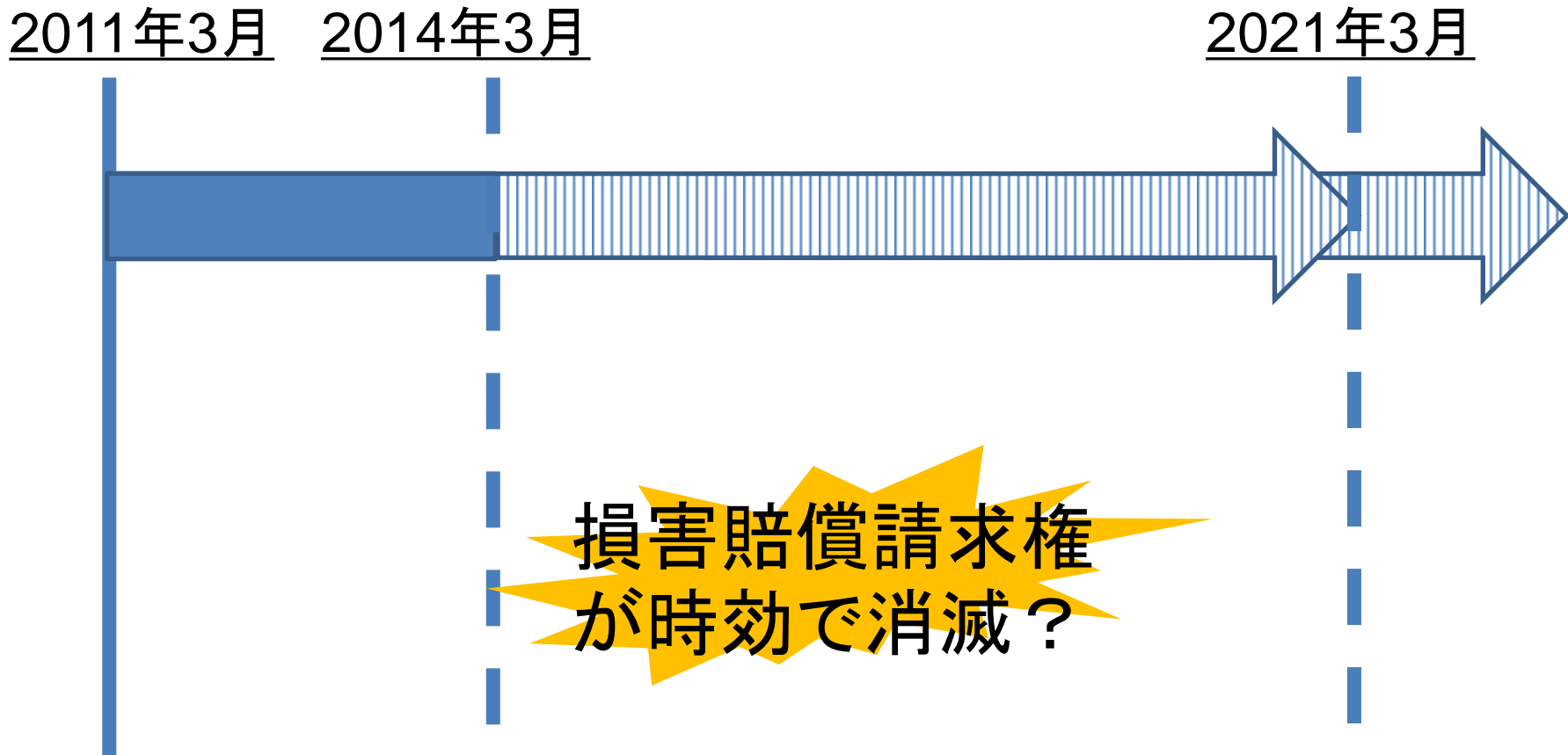


原子力損害賠償の時効とは



民法724条前段
の消滅時効

一般の債権の
消滅時効

原発事故被害者の全体像

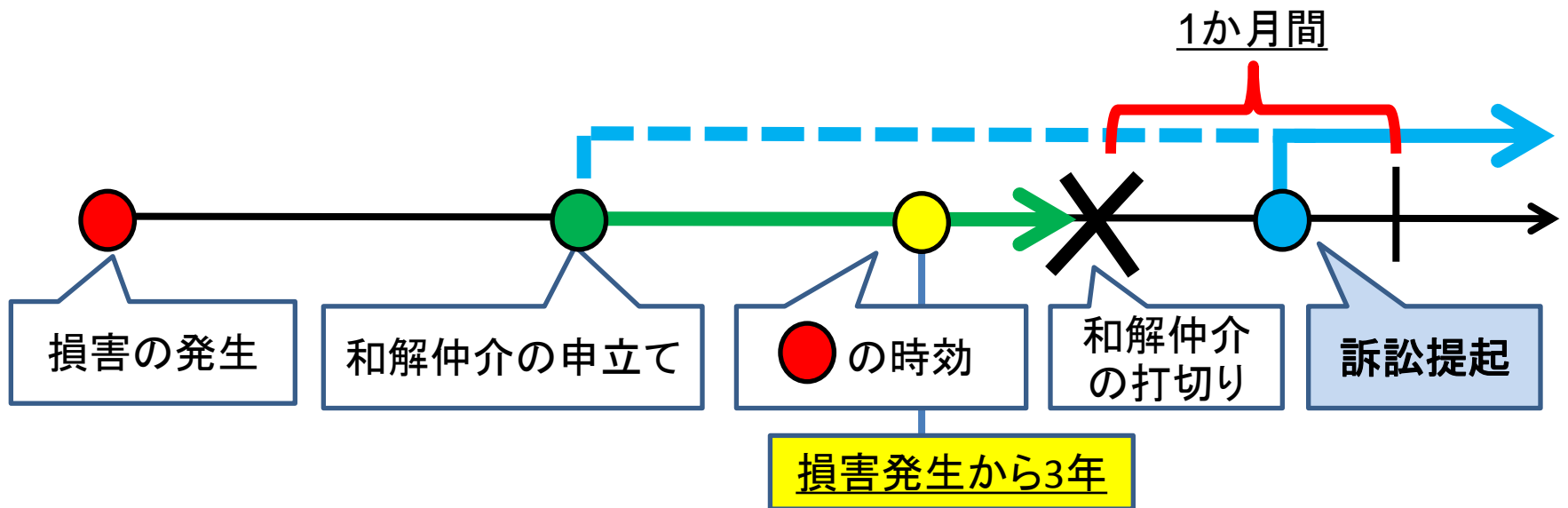
原発事故被害者全体(対象者は100万人超)
(福島県の自主的避難等の対象区域外、茨城県北部、千葉県北西部、
全国の風評被害など)

東電の債務承認で時効中断
となる被害者(16.6万人?)

原賠ADR手続
申立者(3万数千人)

今年中に立法ができなかったら?

仮払い補償金を受け取っていない(=東電による債務承認がない)
原賠ADRの申立てもしていない被害者の損害賠償債権
⇒来年3月11日以降に順次消滅するおそれあり



1. 被害者は、証拠などが不十分なまま、原賠ADRを申し立て、十分な主張や証拠提出ができるまで期日を引き延ばすほかない
2. 原賠ADRで、一部分だけ和解を成立させ、一部分を打ち切りとするために、請求項目を特定するには、煩雑で膨大な作業が必要 ⇒ 結局原賠ADRセンターは、全ての手続を打ち切りにする他ない
3. 全ての請求項目について訴訟を提起する必要がある ⇒ 裁判所の負担は軽減せず、裁判所の処理能力を超えかねない
⇒ 原賠ADRと裁判の両プロセスが混乱のおそれ

3年間の時効消滅は不合理

<理由①>被害者は権利の上に眠る者とはいえない

多数かつ広範な被害者が避難等の困難な状況に置かれており、他の公害事案と比べても圧倒的に損害項目が多く証拠も膨大。

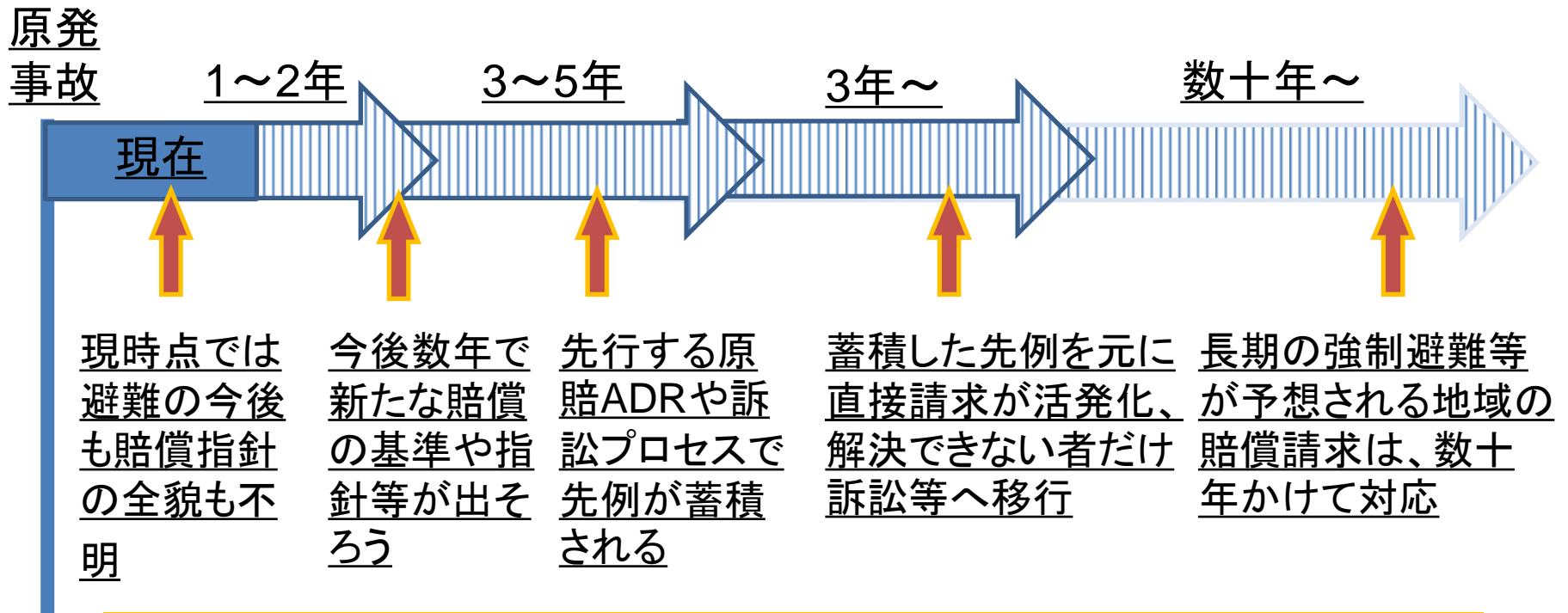
<理由②>早期の法的安定を被害者救済に優先する理由はない

被害者には何の落ち度もなく本件は人災。加害者である東電は国の管理下にあり、時効消滅があってはならないと認めている。

<理由③>司法の処理能力の限界を超える

100万人超とも言われる被害賠償を3年以内に原賠ADRや訴訟で処理することはおよそ不可能。短期間の停止等は不十分

最低10年間の時効延長を図った上で、 中長期展望に立った事案処理を計画的 に行うことが不可欠



全てを短期的に原賠ADRと訴訟で処理するのは非現実的

立法化直前でブレーキ？

1. 最低10年間の時効延長に向けて自民党PTを通過

- A) 10年間に時効期間を延長し、後から顕在化する損害の時効は損害発生時からとすることを骨子とする案がPT了承
- B) 後は全会一致での提案に向けた調整のみかと思われたが

2. 臨時国会への提出時期は未定⇒どこで止まった？

- A) 自民党内の調整中に動きが止まる
- B) 野党との協議等は全く行われていない

3. 市民の声でもうひと押し

- A) 議員立法で法案を出すことはさすがに既定路線と思われるが…
- B) どのような内容の法案が通せるか最終局面

時効期間の延長を含む立法実現までもう一歩 今こそ市民による最後の一押しが必要

<ポイント>

- この臨時国会でちゃんと立法できる？
- 時効期間は何年に延びる？(5年、10年、20年超)
- 除斥期間は延長される？(延長なし？、30年超)
- 遅延損害金の軽減措置を入れられてしまう？(3年で区別？)



今こそ、市民の断固たる意志で立法を実現すべき

100万人の署名を政府与党に示し、被害者の犠牲のもとに事態の早期幕引きを図ることは民意に反することを明確に示す